

韓国 I P G Information

発行：2010年10月

韓国 I P G事務局 (J E T R O ソウル・センター)

韓国 I P Gの活動

目次

< 韓国 I P Gの活動 >

- 税関職員に「韓国 I P G」を
広報 1～2頁
- 東京、大阪で韓国知財セミナ
ーを開催 3頁
- 今後の活動 4頁

< I Pを知ろう。>

- 韓国 I P ニュース 5頁
- 電子諮問を活用した営業秘密
原本証明サービスが始まる。
6～7頁
- ポルノと著作権と無差別告訴
8頁

韓国 I P Gへのメンバー登録

[www.jetro-ipr.or.kr/
admin/files/IPG_mem.pdf](http://www.jetro-ipr.or.kr/admin/files/IPG_mem.pdf)

韓国 I P G事務局

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
ソウル・センター知的財産チーム

電話 / 02-3210-0195

e-mail / jetroiprseoul@gmail.com

榎本吉孝 (イ/モト・ヨシタカ)
曹 恩実 (チョウ・ウンシル)
趙 乾東 (チョウ・ゴンドン)
池崎麻理絵 (イケザキマリエ)

税関職員に「韓国 I P G」を説明



< 日時 >

2010年9月10日 17:00～

< 場所 >

韓国関税士会館

< 協力 >

T I P A :

(財団法人・貿易関連知的財産保護協会)

韓国 I P Gは、韓国の税関職員を対象に、韓国 I P Gの活動や、日本製品の保護について説明会を開催しました。この説明会は、韓国 I P GからT I P Aに申入れを行い実現したもので、当日は、税関職員向けの真贋判別セミナーの終了後の時間を活用して、ジェトロ ソウル・センター主任・趙乾東より説明を行ないました。

説明会では、韓国 I P Gの目的や趣旨、ネットワーク (日本本社との関係)、今後の活動など、韓国 I P Gの詳細について説明した上で、日本企業が模倣被害に遭っている製品の種類や特性、日本製品の保護を向上させる必要性を説明して、日本企業製品の模倣品に対する積極的な取締りを要請しました。

税関職員向け真贋判定研修 / 参加企業募集

緊急告知

場所：仁川税関

日時：12月10日 (金) 午後1時～午後6時 (1社50分)

仁川税関の取締り職員に対して、企業の担当者から、自社商品の真贋判定方法を教授することにより、税関での模倣品の取締りの効率が向上することが期待できます。

真贋判定方法の教授を希望する日系企業 (4社程度) を募集します。

詳細と申込みは事務局まで。

事務局より

朝晩と気温の差が激しくなりました。IPGの皆様、お風邪には十分気をつけてください。いよいよ第3回目の I P Gセミナーが11月15日に開催と決まりました。会員の皆様方のご参加をお待ちしております。セミナー終了後の交流会にもぜひともご参加ねがいます。

「韓国 I P G・Information」に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

● 税関職員への「韓国 I P G」説明会の報告

日本企業が模倣被害に遭っている製品の種類や特性、日本製品の保護を向上させる必要性を説明して日本企業製品の模倣品に対する積極的な取締りを要請しました。

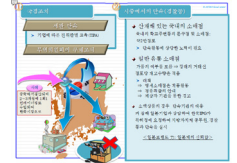
韓国税関は、模倣品取締り強化のため、集中取締りや、サイバー捜査隊の運営など積極的な活動を展開しており、毎年の上取り実績も向上している。韓国 I P G として感謝したい。

ところで、税関の報道資料などを見ると、贅沢品(高級ブランド品)に取締りのシェアが集中しているような印象をうける。取締り実績は金額ベースで集計され、税関の取締りは金額ベースを重視している傾向にあるのではないかと感ぜるところがある。

これに対し、日本企業が韓国で主に被害に遭っている製品のタイプは(第2回韓国 I P G セミナー<事例研究会>で紹介のあったような)玩具や、釣具などのスポーツ用品、衣料品(ファスナー)のほか、デジカメ用のアクセサリや機械部品など、高級ブランドの時計やバッグに比べれば単価が安いケースが多く、税関での取締りに際して優先順位が低くなっているのではなかろうか。

日本製品であれば厳しい品質管理を経ているが、そうした品質管理を経ない外国産の模倣品(一般生活用品)が韓国市場に出回って、子供を含めた韓国国民の安全や健康に脅威を与えている。また、ニセ物屋台でブランド品の模倣品を購入する人たちはニセ物であることを認識しつつ購入していると思われるが、(第2回韓国 I P G セミナーで説明があったように)生活用品などの日本製品の模倣品は一般の卸・小売店に流通してしまい、子供を含む購入者はニセ物と知らずに(騙されて)買ってしまうケースが非常に多くある。そして、こうした模倣品で被害を受けた消費者は、本物を製造する日本企業に苦情を寄せ、あるいは日本企業・製品のブランドイメージ、ひいては「日本」ブランドに対する安全性・信頼性といった認識を低下させる。こうしたことから、安全性と信頼性で消費者にアピールしている日本企業としては、何よりも税関での水際措置により、こうした外国の模倣品が韓国市場に入らないように封鎖されることを求めている。

日本企業は韓国市場での模倣品の取締りに真摯に取り組んでおり、情報交換や共同で対策に取り組むために、日本企業が集まって<韓国 I P G>として活動している。



“私の妻も、子供用品であれば安全性が高い日本製品を好んで買っています。積極的に取り締まりたいですよ。でも、日本製品について情報が入手できない”

参加したソウル税関の金・主務官からは、「生活用品は国民の健康に直結するため非常に重要ですね。私の妻も、子供用品であれば安全性が高い日本製品を好んで買っています。安全性や信頼性の面で日本製品は韓国でも、たいへん人気があるので積極的に取り締まりたいですよ。しかし、日本製品についてよくわからない。しかも商標権者や専用実施権者の情報などもなかなか入手できない。現場では情報不足で、たいへん苦勞しており、商標権者の積極的な情報提供が欲しいのです。」との意見がありました。

“これからは、日本の商標権者との情報交換が本当に必要だと思う。”

朴・主務官(大田税関)からは、「政府発表は金額ベースで発表されるため、高価な商品のみを取り締まられていると思われるかもしれませんが、それは誤解です。税関に商標を登録している品目は、すべてが監視対象です。しかし、大まかにいえば、高額な商品の商標権者が情報提供や税関業務への協力に積極的であるという傾向なのです。税関職員は価格に関わらず取締りをしようと努めていますが、情報がないとどうしても見逃してしまいます。これからは、日本の商標権者との情報交換が本当に必要だと思います。ぜひ、商品や商標権者のリストを提供してください。」と、現場の声が伝えられました。

模倣品は、取締り当局だけの努力で根絶することはできません。民・官の活発なコミュニケーションにより、徹底かつ効果的な取締り活動が行わなければならないと思います。韓国 I P G では、税関からの要請に応え、今後、日本の商標権者の情報の収集に協力することも検討しています。



韓国知的財産保護セミナー

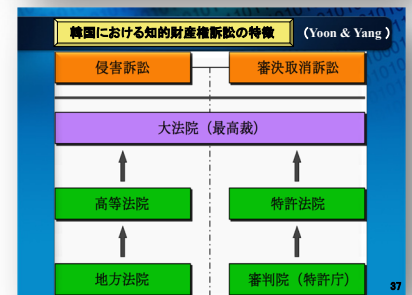
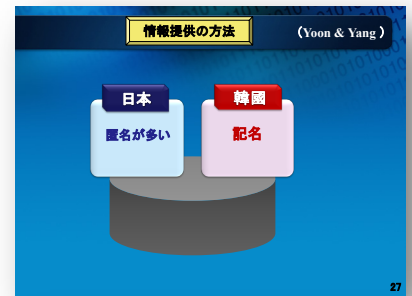
韓国における知的財産の保護の実務について「韓国知的財産保護セミナー」が東京（9月16日）、大阪（同17日）で開催され、韓国での商標保護の留意点、特許権侵害訴訟の実務などが解説されました。あわせて、ジェトロより韓国の模倣品被害の事情についての説明も行われました。

< 日韓特許法の相違に伴う出願及び訴訟戦略実務 >

ご講演： 特許法人和友 パートナー弁理士 康 應善 先生

日本と韓国の特許法の差異を「特許要件」「出願実務」「審査実務」「審判・訴訟実務」「職務発明」の順にポイントをまとめて、説明されました。そのいくつかを、ご紹介すると・・・

- 分割出願と、その原出願とが同一の特許内容（特許請求の範囲）で登録されると、両者の権利行使ができなくなる。その理由は…
- 韓国では、日本特許法の外国語書面出願制度（同法第36条の2）に該当する制度がないため、誤訳の訂正が認められず、同様に、国際出願（PCT出願）の場合も翻訳文に基づいて審査がなされる。誤訳を防止するための代理人選定の重要性について。
- 他社の特許出願に対し、審査官に情報提供をする際、韓国では必ず記名しなければならない。この点に関する実務上の解決策は…
- 韓国特許庁および特許法院が大田（ソウルから 150 キロ）に位置することから生じる実務上の注意点とは…
- 紛争解決の際、権利者として、権利範囲確認審判制度を効果的に活用する方法は…

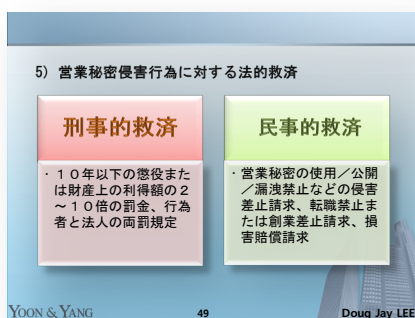


続いて、“再審査請求制度の導入”“補正に対する制限要件の緩和”“分割が可能な時期の拡大”など、最新の韓国法の改正内容についても説明がありました。当日提供された資料は、日韓特許法の差が一目で分かるように整理されており、たいへん役に立つとの声が多く聞かれました。

< 韓国における模倣商標、模倣デザイン、ドメイン名の不正登録などによる侵害に対する対策及び効果的な解決策 >

ご講演： 特許法人和友 パートナー弁理士 李 徳宰 先生

日本企業も多く被害にあっている模倣商標、模倣デザイン、そして、ドメイン名の不正登録などについて、具体的な事例をもとに詳細に解説されました。



- 韓国で被害が生じた場合の効果的な対策案とその準拠法
- 適切な予防措置と紛争発生時の留意点
- 韓国において何ら権利保護措置または営業活動がなかったとしても保護が受けられるケース
- 日本でもできる韓国商標の無料検索方法
- ドメイン名の不正登録に対する簡単な解決方法
- 韓国において商品の形態を模倣した製品に対する制裁措置
- 韓国における営業秘密保護制度及びその実態
- 最近の韓国商標法改正事項

日本企業が模倣商標による紛争に備えるための証拠保管の要領や、相手方の商標出願登録状況を頻繁に調査しなければならない必要性を改めて認識する機会となりました。また、商標権侵害訴訟における損害賠償に関連して、商標権者の立証責任を緩和する旨の推定規定を商標権者に多少不利な方向に解釈して適用した最近の韓国法院の下級審判決（韓国での販売実績がなければ損害も無いと判断）が紹介され、講師は、このような状況を憂慮していました。あわせて、ドメインネーム紛争の解決に関する迅速、正確かつ経済的な強制調整手続きを容易に利用できる方法も紹介され、有益な講演でありました。

● 今後の活動



(日⇄韓・同時通訳あり)

テーマ1： 『韓国特許庁と日本企業の連携強化』

知的財産分野におけるビジネス障壁について韓国特許庁と共同で対応するため、李秀元(イ・スウォン)庁長氏にお越し頂き、日本企業と韓国特許庁の連携強化についてご講演いただきます。また、9月に発足した <商標権特別司法警察隊> や、インターネット上で流通する模倣品の取締りシステムについて、日本企業が活用できるよう、詳細と活用方法をご紹介します。

テーマ2： 『本社・知財部から韓国支社へのメッセージ』

ー 本社知財部は、韓国支社に何を期待しているか?ー

日本から日本知的財産協会(JIPA)の代表団(各業界の知財担当者様)を招聘し、各業界における知的財産戦略や模倣品対策などの現状をお話し頂きます。また、韓国支社に期待すること(韓国からの情報発信や現地対応など)についてパネルディスカッション形式で討論します。

<日時> 2010年11月15日(月) 14:00 ~ 18:00 (終了後に交流会を開催)

時間	内容 (日韓同時通訳あり)
14:00~14:15	開会あいさつ / 長井・SJC理事長、遠藤・SJC 知的財産委員長
14:15~15:45 韓国特許庁との 連携強化	李秀元(イ・スウォン)韓国特許庁長のご講演
	『商標権特別司法警察隊の活用方法』(仮) / 韓国特許庁
	『インターネット模倣品取締りシステム』(仮) / 韓国産業財産権保護協会
15:45~16:00	(Coffee Break)
16:00~18:00 本社・知財部から 韓国支社への メッセージ	日本知的財産協会 河本健二・副理事長(日産自動車)のご講演
	パネルディスカッション(日本知的財産協会 代表団 / 司会JETRO) 『各業界における韓国での知的財産戦略と現地社員への期待』 河本 健二氏(日産自動車)、小藺江 健一氏(バンダイ) 吉原 利樹氏(東芝)、駒井 慎二氏(住友大阪セメント)
	日本本社知財部のご担当者様との意見交換
18:00(閉会)	(閉会後に交流会(参加費:30,000ウォン)を開催します)

- <場所> ベストウェスタンプレミア・ソウルガーデンホテル 2階 ムグンファ<C> ホール
 <主催> 韓国IPG (SJC知的財産委員会、日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル・センター)
 <参加費> 無料 (SJC会員以外の方も奮ってご参加ください)
 <申込み方法> 詳細・申込書はこちら ➡ JETROソウル・センター知的財産チームホームページ
 (http://www.jetro-ipr.or.kr/) の「お知らせ」欄にあります。
 申込書にご記入の上、11月12日(金)までに、メールまたはFAXで。



韓国IPニュース

● 50億ウォン台に上る偽ブランド品の密輸入販売業者を検挙

釜山（プサン）海洋警察署外事係は8月16日、中国産の密輸入偽ブランドのカバン類を外国人観光客らが出入りする国際市場などで販売した疑惑により、釜山在住のチョ氏ら10人を商標法違反容疑で検挙した。これとは別に、秘密倉庫に保管されていた偽ブランド品9種1,179点（正規商品市価25億ウォン相当）も押収した。レンタル携帯電話を利用して人影が少ない明け方の時間帯に密輸入業者から商品を受け取り、少量ずつ販売台に陳列したり、宅配を利用するなどして取締りを避けてきた。海洋警察は、国内最大の中国産偽ブランド品の密輸入業者である金氏を追跡するなど、捜査を拡大する方針。

● 産業技術流出に対する専門担当捜査隊が警察庁に発足

先端技術の流出事件が増加している現状に対処するため、韓国警察庁（外事捜査課）は、産業技術流出事件を専門に担当・捜査する捜査隊を設置した。本庁に設置する〈産業技術流出捜査支援センター〉と5ヵ所の地方庁（ソウル・釜山・仁川・京畿・慶南）に設置する〈産業技術流出捜査専門担当チーム〉で構成され、各地方庁には産業技術流出捜査の専門相談要員を配置することにより、被害者から申告があれば法律相談を通じて迅速な救済手続きを行う。

警察では2005年から現在まで、産業技術流出事件で194件（672人）を検挙し、特に海外流出事件では57件（約30%）検挙してきた。

● 大学の授業で著作物を好きなだけ利用できる制度

大学が、授業で各種著作物を容易に利用できるとともに、著作権者が正当な補償を得られるようにする「授業目的による著作物の利用補償金」制度が本格的に施行される。

この制度は、大学は授業（オンライン講義を含む）で、著作権の侵害を憂慮せず国内外にある全種類の著作物を多様な方法（複製・公衆送信・公演・放送・配布）で学生に提供することができ、後日所定の基準で納付した補償金は「補償金受領団体」を通じて、個人の著作権者などに分配されるものであり、2006年の著作権法改正で導入されたが、補償金基準に対する合意が遅れ、文化庁は施行を留保してきた。

現在議論されている補償金基準（案）では、各大学は学内著作物の利用量により補償金を納付する方式（個別利用方式）と、定額金額を納付する方式（包括利用方式）のうち低額な方を選択できるとしている。

● 海外有名ブランドの偽造商品を流通販売した犯罪組織を摘発

釜山（プサン）慶南（キョンナム）本部税関は、海外有名ブランドのカバン、財布、衣類など偽造商品633点、約10億ウォン相当の商品を釜山国際市場などの地域で販売してきた李氏ら3人を商標法違反容疑で立件した。今年6月から大規模な聞き込み捜査を実施して今回の検挙につながった。

ニセ物販売者らは、偽造商品の購買から販売まで各自の役割を分担して組織的に活動、周囲の目を避けるため偽造商品を一般宅で保管していた。また販売時は、クイックサービスなどを利用して身分を隠し、事前に摘発に対して徹底的に備え、一部の商品については本物にすり替えて高価格で販売していた。

● 韓国公正取引委員会が、IT分野で特許権乱用の実態調査を開始

韓国公正取引委員会は8月6日、IT分野全般において初めて特許権乱用に関する大規模な実態調査を開始した。半導体、移動通信、コンピューターおよび周辺機器などIT分野で重要特許を多数保有し、国内中小企業と特許紛争の経験がある多国籍企業19社および国内企業40社を対象に調査する。

特許紛争の現状、ライセンス契約拒絶事例、ライセンス契約締結時の詳細な取引条件などを把握する。書面調査の結果、法律違反の疑惑があれば追加資料の提出が要請され、違反行為と認定されたときは是正命令および課徴金などが賦課される。

< 韓国の法律等の改正案 >

- 「著作権法」の一部を改正する法律（案）（8月31日）
- 「産業技術流出防止および保護に関する法律」の一部を改正する法律（案）（9月3日）

※ 詳細な記事、その他のニュースについては『韓国知的財産ニュース』をご覧ください。

URL : www.jetro-ipr.or.kr/news/news02.asp

電子指紋を活用した営業秘密原本証明サービスが始まる

(文書原文および存在時点証明サービスの導入)

《 営業秘密の存在の証明 》

技術ノウハウや機密データを記録した電子文書がコピーされ社外に流出する事件が相次いでいる。営業秘密の漏えいが発生した場合に法的措置で対抗する制度は韓国でも整備されているが、実際に法的紛争となったとき、企業には難問が突きつけられる。流出前にその電子文書を保有していたことを立証しなければならないためである。企業が保有する電子文書の作成日時に「改ざん」はないか？電子文書に記された技術情報は本当にその作成日時の時点で記されていた内容なのか？（後日に追加されたものではないか？）企業が秘密にしていた情報だけに、客観的な立証は容易ではなく、結果として適切な保護を受けられないケースも生じる。



韓国特許庁によると、文書の偽造・変造を容易に確認できる電子指紋を用いて、技術情報など企業の営業秘密の存在時点を確認する「営業秘密原本証明サービス」が、2010年11月から提供される予定です。このサービスは、個人や企業が保有している技術情報など営業秘密の資料自体（電子文書）は自身・自社で保管したまま、電子文書から抽出される電子指紋だけを韓国特許情報院（K I P I）に提供することにより、営業秘密の存在時点及び原本可否の証明を受けることができるサービスです。

保有する営業秘密の情報自体を提供する必要がなく、証明を受けたい電子文書から電子指紋を抽出してオンラインでK I P Iに送信するだけで良いため、簡便であるとともに、サービス利用の過程での情報漏えいのおそれもなく、情報漏えいの紛争が生じたときには容易に権利主張することができます。

■ サービスの意義



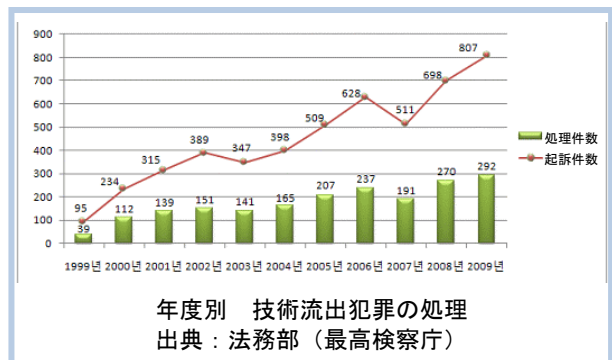
特許制度は、技術開発の結果を保護する最も重要な役割を果たします。しかし、大手企業に限らず中小企業においても、技術保護の業務に携わる人であれば、技術保護が特許制度だけでは充分ではないことに共感できるはずですが。例えば、ビジネスの面では重要な情報であっても技術的または法的な側面からは特許として登録されるには不十分な技術開発情報や、そもそも外部に公開したくない技術情報などは特許制度では保護されないからです。こうした制度的間隙を満たすのが営業秘密保護制度です。

しかし、営業秘密保護制度を利用する場合にも実務的には多くの課題があります。特に問題となるのは、法的紛争が生じたときに(1)紛争対象となっている技術の開発を特定の時点に完成して保有していた事実と、(2)その技術情報に対して適切な秘密管理をしていた事実について立証する必要があるという点です。法的紛争においては最も重要な点ですが、これらを立証することは容易ではありません。

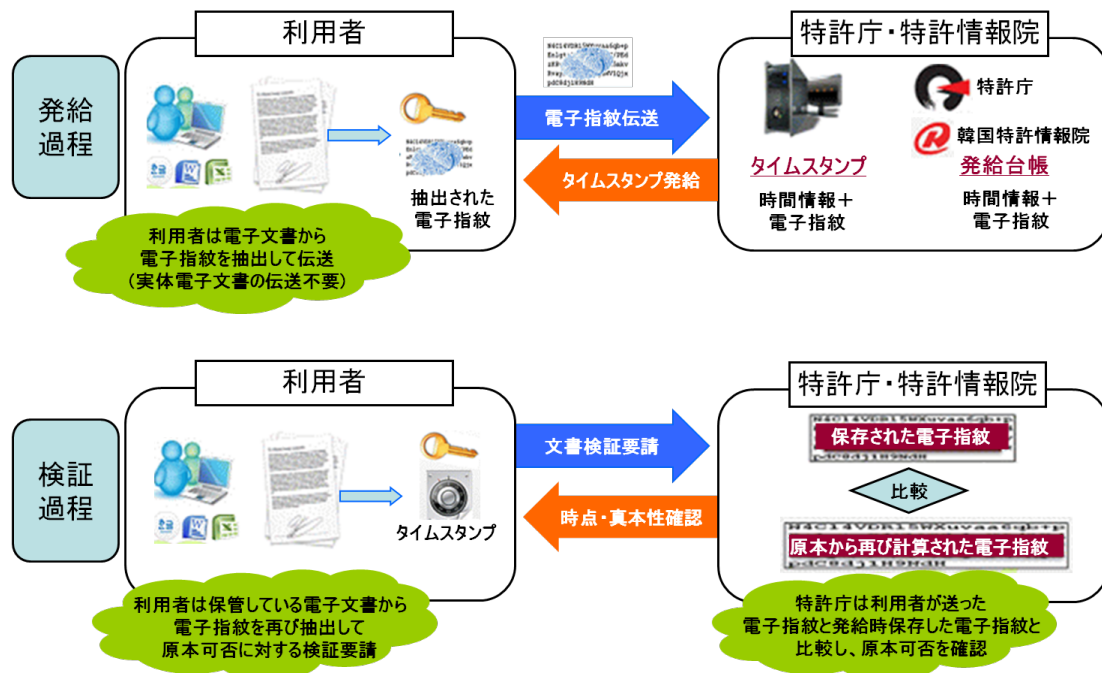
■ サービスの利用法

このような問題点を解消するため、簡単かつ低費用で技術情報の保有事実及びその時点に係る公式的な認証をする新サービスが導入されるに到りました。このサービスでは、①利用者が技術情報など営業秘密の資料（電子文書）から抽出した電子指紋をK I P Iに送信すれば、K I P Iからタイムスタンプが発給されます。そして後日、紛争が生じたときには、②この電子指紋とタイムスタンプを用いて、自社が保有している営業秘密が存在した時点および原本可否の証明を受けることができます。

このサービスは、K I P Iのホームページ URL <http://www.trade-secret.or.kr/> から提供される予定です、日本企業の皆様も利用することができます（韓国の「公認認証」が必要）。利用料金は1件当たり3万ウォン（予定。約2,200円）で、割引制度についても検討されています。



タイムスタンプ発給・検証の流れ



※ 電子指紋とは、電子文書から抽出された固有なコードで、電子文書から乱数を生成する手法により生成された「ハッシュ値」が用いられます。電子文書が少しでも修正されると全く異なる指紋ができるため、電子指紋を元通りに戻すことは不可能です。タイムスタンプシステムとは、電子文書が特定の時刻に存在していたことおよびその時刻以降に内容の変化がないことを証明する技術です。

■ 原本証明サービスのいろいろな活用法

「誰が先に発明したか」が重要になる先発明主義の国(米国など)に特許出願する場合も、例えば発明ノートの作成時点の認定をあらかじめ原本証明サービスで受けておけば、自社で発明した日時を簡単に立証することができます。また、企業で開発した発明を第三者が奪取して特許出願した場合でも、企業は時点と内容が確定された原本を提示することにより、その発明に対する正当な権利者であること、すなわち、第三者の出願は不当なものであることを比較的容易に立証することができます。

また、韓国では米国とは異なり、発明の先後ではなく先に出願をした者に特許権が与えられるため、たとえ甲が先に技術Aを発明したとしても、乙が先に技術Aに関する特許出願をした場合には、特許権(独占権)は乙に付与され、甲は技術Aを用いた事業ができなくなるのが原則です。このような場合について韓国特許法は、先に発明をした甲が、乙の出願当時すでに技術Aを用いた事業を展開し、または事業展開する準備をしていたならば、その事業の目的の範囲内で、甲は乙の許諾を得ずに技術Aを使用できると定め、甲の事業活動を保護しています(特許法第103条。「先使用による通常実施権」といいます)。このような状況において、特許権を持たない甲が事業を継続するためには、乙の出願時点に既に技術Aを利用して事業をしていた(または事業を展開する準備をしていた)事実を証明しなければなりません。あらかじめ原本証明サービスを利用し、甲が開発した技術Aとその事業に関する研究ノートや製品開発書、事業化計画書などの情報について原本生成時点について確定をしておいたならば、甲は簡単に上記の事実を立証ことができ、その事業を継続することができるのです。

(本稿は、右の協力メンバーより The Daily NNA【韓国版】に連載中の<新・知財最前線は今>のために、ご寄稿いただいた解説により作成しました。)

<今回の解説者：韓国 IPG 協力メンバー>
 特許法人佳山 金國鉉・代表弁護士・弁理士・薬剤師
 1964年生まれ。ソウル大学薬学修士、Franklin Pierce Law Center (New Hampshire, U.S.A.) 知的財産権法修士、93年弁理士試験合格後、弁理士として勤務。2000年司法試験合格。主に知的財産権分野を扱う。著書「営業秘密保護法の実務」
 (監修：JETROソウル・センター 榎本吉孝)

ポルノと著作権と無差別告訴

File No.24

昨年、米国のポルノ映画をファイル共有サイトにアップロードしたとして、韓国のインターネット利用者1万人が一斉に告訴された。韓国では例年、著作権法違反で告訴される人の数が数万を超えるが、この事件はアップロードされたものが韓国で禁止されている「実際の性行為を撮影した映像」であったため注目を集めた。不法複製がまん延する韓国社会だが、それに対する無差別な告訴や、どこまでを保護すべきかなど、著作権保護に向けた課題も噴出している。

著作権法は不法著作物を生産・流通させた者(複製・公衆送信・配布など)のみを処罰し、購入・消費した者は処罰しません。路上で不法複製の音盤を販売することは犯罪ですが、それを買う人は処罰されません。20世紀後半まで大半の一般人は著作物の消費者でしかなく、その再生産や流通を担うことはできませんでした。

コンピューターとインターネットの発達は、こうした一般人を、著作物を生産・流通する主体に引き上げました。そして、彼らは罪の意識なく他人の著作物を複製し、流通させ始めました。現在、インターネットの普及が世界トップレベルの韓国では、ピアツーピア(P2P)サイトやファイル交換ソフト、Webhardなどを利用して、音楽やドラマ・映画、ゲームなどの不法ダウンロードが頻繁に行われています。技術が進歩した結果、誰もが著作権法違反の罪を犯すことができ、現実には犯すようになったのです。

不法に著作物を複製した複製者は、権利を守ろうとする著作権者から、侵害差止仮処分や損害賠償請求などの民事訴訟を提起されることとなりますが、韓国では刑事告訴を受けることもよくあります。刑事告訴の場合、著作権侵害の罪は「親告罪」であるため、刑事処罰されたくない複製者は著作権者に示談金を払って、和解による告訴の取り下げを求めます。

これは個人の問題にとどまらず、企業もかかわってきます。会社の指示に反し、社員が勝手に映画やドラマを会社のパソコン(PC)にダウンロードし、または業務用のソフトウェアを不法複製し(またはライセンス数を超えた台数のPCにインストールし)使っていることが著作権者と役所の一斉取り締りで発覚し、会社が告訴されることが日系企業でも往々にあります。コンプライアンスに反する行為であるため、経営者としては、示談金を払ってでも和解と告訴取り下げを求めざるを得ません。

ところが、この示談金(またはその成功報酬)を狙う一部の著作権者や弁護士による大量の告訴と、それに伴う多額の示談金の要求が頻発し、新たな社会問題を引き起こしました。未成年者も対象とした無分別な告訴も発生し、高校生が示談金の工面で悩んだ末に自殺したケースもありました。音楽ファイルの不法ダウンロードの場合、韓国音楽著作権協会(KOMCA、日本のJASRACに相当)の内部規定による損害賠償額は数千~数万ウォンですが、著作権側が提示した示談金は数十万~数百万ウォンにもなることがあります。いくら権利者であっても「取りあえず告訴して、多額の示談金を得たら取り下げる」という流れの正当性は疑問を抱かずにはいられません。何よりも利用者側としては、不法複製をしないこと、企業では社員を指導監督することが大事です。

未成年者の自殺、教育で阻止

捜査機関側も、未成年者の自殺などの事態を受けて対応に苦悩しました。検察は、著作権の理解が一般国民に浸透していない現状にかんがみ、「初犯である未成年者に限って不起訴」制度や「著作権教育条件付き起訴猶予」制度を導入し、一方で、学校での著作権教育やマスコミを利用した啓発活動に全力を尽くしています。

インターネット上の著作権侵害と関連して注目に足る制度として、昨年7月から施行された「著作権法三振アウト制」もあります。

さて、ポルノ映画アップロード事件はどのように処理されたのでしょうか？ポルノは韓国の法律では不法映像物ですが、米国の法律では合法です。そして、韓国は著作権法と条約に基づき、米国の著作物を保護しなければなりません。大検察庁(最高検察庁に相当)は、海外ポルノも韓国著作権法の保護を受けるとの判断をいったん示しながらも、海外ポルノの著作権侵害に対する捜査は社会の善良な風俗に合致せず、不法を保護する結果を招くという理由で「捜査中断」を宣言しました。

＜今回の解説者：韓国IPG 協力メンバー＞
特許法人太平洋 李厚東・代表弁理士・弁護士
1964年生まれ。85年司法試験合格。91年から法務法人太平洋にて知財権・エンターテインメント専門弁護士として働きながら、日系企業の法律問題に幅広く活躍中。98年東京大学で法学修士を取得。02~07年東京で太平洋外国法事務弁護士事務所を開設。
(監修：JETROソウル・センター 榎本吉孝)

<< The Daily NNA 【韓国版】 紙上で毎月第2水曜に連載 >>

